

中 央 防 災 会 議  
議 事 録

内閣府政策統括官（防災担当）

# 中央防災会議議事次第

日時：平成 19 年 6 月 21 日（木）17:00 ～ 17:32

場所：官邸 4 階大会議室

## 1 開 会

## 2 議 題

（ 1 ）平成 20 年度防災対策の重点

（ 2 ）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領

（ 3 ）承認事項

・ 会長専決事項の処理について

（ 4 ）報告事項

・ 中央省庁業務継続ガイドライン

・ 企業等の事業継続・防災評価検討委員会の成果

・ 災害時要援護者の避難支援における福祉と防災との連携に関する検討会報告

・ 竜巻等突風対策検討会報告

・ 噴火時等の避難体制に対応した火山情報への改善

・ 緊急地震速報の周知・広報及び利活用の推進状況

（ 5 ）能登半島地震の被害の状況と政府の対応

・ 説明：溝手 顕正 内閣府特命担当大臣（防災）

## 3 会長発言（内閣総理大臣）

## 4 閉 会

防災担当大臣 ただいまから中央防災会議を開会いたします。本日はお忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。

議題の「(1)平成20年度防災対策の重点」から「(4)報告事項」までを一括して事務局より説明をいたします。

政策統括官(防災) それでは、事務局よりお手元の資料に沿って御説明を申し上げます。

まず、本日の中央防災会議で御決定いただきたい事項は2点でございます。議題の(1)と(2)でございます。

まず「(1)平成20年度防災対策の重点」でございますが、説明資料1をお開けください。

「防災対策の重点」は、20年度に政府として取り組むべき防災対策の指針を示すものでございます。以下8項目にわたってまとめておりますので、関係省庁におかれましては、この重点に沿って、来年度予算案の概算要求あるいは税制改正要望等に向けて積極的な取組をお願いするものでございます。

次に(2)でございますが、説明資料2をお開きいただきたいと思っております。

本活動要領は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震といたしまして、十勝沖・釧路沖の地震あるいは宮城県沖の地震等々、8つの想定地震を対象といたしまして、地震が発生した場合の応急対策活動の手順あるいは各省庁の役割分担等について定めているものでございます。具体的には、発災時の災害対策本部の設置や、救助・救急、医療、消火活動、緊急輸送活動等について定めているものでございます。

以上が決定事項でございます。

次に、承認事項につきまして御説明を申し上げます。説明資料3をご覧ください。前回の中央防災会議以降、会長専決いたしました事項につき御承認をお願いするものでございます。

そのうち、上から4件目、能登半島地震についての「激甚災害の指定」につきましては、総理からスピード感を持って取り組むようにという御指示を受けまして、局地激甚災害指定基準を改正いたしまして、遡及適用の上、早期指定を行ったものでございます。

続きまして、報告事項につきまして6点、手短かに御説明を申し上げます。

まず、1点目の「中央省庁業務継続ガイドライン」についてでございます。説明資料4をお開きいただきたいと思っております。

中央省庁の業務継続計画と申しますのは、首都直下地震のように中央省庁自体も被災する可能性がある場合、発災時において優先実施すべき業務を特定いたしまして、人員等の確保や手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等の措置をあらかじめ決めておくことによりまして、災害応急時においても適切な業務執行を行うというものを担保するものでございます。今般、内閣府におきまして、お手元のガイドラインを策定いたしまして、これをお認めいただきまして、各省庁はこれに従いまして、今後1年程度を目途に、それぞれの省の計画を定めていただきたいというものでございます。

次に、説明資料5をお願いいたします。これは災害時の民間企業の役割についての検討会等の成果でございます。

略して「BCP」と申しておりますが、発災時の事業継続計画の策定を、今、民間企業にお願いをしておりまして、事業継続ガイドラインを示しているわけでございます。今回、一般的な事業継続ガイドラインに加えまして、業種別の事業継続ガイドラインの策定を促進しました。あるいはその解説書をつくりましてお示しをしているところでありまして、引き続き民間企業のBCPの策定を支援してまいりたいというものでございます。

説明資料6をご覧くださいと思います。これは高齢者などの災害時要援護者に対する避難支援対策についてでございます。

昨年3月、内閣府でガイドラインを示して、鋭意、避難支援プランの策定をお願いしているわけですが、現時点では個人情報保護との兼ね合いもございまして、余り進んでいないのが実情でございます。このため、今回、言わば、先ほど申し上げましたガイドラインの手引書として、この進め方を策定いたしました。これを地方公共団体に既に通知しているところでございますが、引き続き、市町村の取組をきめ細かく指導してまいりたいというものでございます。

説明資料7をお開きいただきたいと思います。これは昨年相次ぎました竜巻災害を踏まえまして、関係省庁によります対策検討会を内閣府に設けました。その成果をとりまとめたものでございます。

1つは、お手元にも配付しておりますが、突風災害の特徴でありますとか、竜巻に遭遇した場合の身の守り方、個人レベルの対応のパンフレットを作成いたしました。

もう一つは、これからの関係省庁の取組を工程表でまとめたものでございます。例えば気象庁におきましては、今後4年程度をかけて準備を行いまして、平成22年度には突風等に関する短時間の予測情報ができるような形で準備をするということでございます。

説明資料8をご覧くださいと思います。これは内閣府で開催いたしております火山防災対策の検討会の提言の御報告でございます。

これまで火山情報は、どちらかといいますと、学科で言いますと理科の問題でございますが、噴火規模に応じて火山活動のレベルで火山情報を出しておりました。今後は、学科で言いますと社会科と申しますか、噴火時の一般市民の方々の避難体制にリンクした形の情報ということで「噴火警戒レベル」という新しい火山情報を出すことを決めたわけでございます。これにつきましては、本年11月を目途に導入する予定でございます。

最後に、説明資料9をご覧くださいと思います。

緊急地震速報につきましては、本年3月に開催いたしました前回の中央防災会議におきまして阿部委員より御説明いただき、総理からも、各所管分野における利活用方策の検討、国民への普及啓発に取り組むよう御指示をいただいたところでございます。この間の関係省庁の取組状況をまとめたものでございます。引き続き、政府一体となりまして、一般提供に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

防災担当大臣 それでは、審議に移ります。事務局から説明しました議題に関連して、国土交通大臣から発言を求められております。冬柴国土交通大臣、よろしく申し上げます。

国土交通大臣 国土交通省の業務継続計画及び緊急地震速報への取組について御説明申し上げ

たいと思います。

「中央省庁業務継続ガイドライン」について御報告がありました。お手元に「国土交通省業務継続計画」をお配りいたしております。このガイドラインと調整しつつ、第1号として計画を本日決定いたしました。御閲覧いただきたいと思います。

また、緊急地震速報につきましては、この秋から一般への提供開始を目指し、関係府省庁と協力しつつ、周知・広報・利活用の推進に取り組んできたところでございます。

気象庁では、緊急地震速報の一般への提供開始予定日を本年10月1日といたしました。今後とも提供開始に向けて、各種行事・訓練の機会等を利用し、周知・広報に努めるなど、準備を進めてまいります。

国土交通省といたしましては、国民の生命・財産の保全を図るため、緊急地震速報の周知及び利活用を今後とも積極的に推進してまいりたいと思っております。他の府省庁におかれましても、引き続き周知及び利活用の推進への御協力をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

防災担当大臣 ありがとうございます。他に御質問・御意見がございましたらお願いします。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

防災担当大臣 それでは、本日の案件につきまして、原案のとおりとすることによろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

防災担当大臣 ありがとうございます。

それでは、プレスを入室させますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

防災担当大臣 次に、議題「(5) 能登半島地震の被害の状況と政府の対応」について、私から説明をいたします。

まず、地震の御報告でございます。先般の能登半島地震について、被害の状況と政府の対応などについて御報告いたします。

( P P )

地震の概要であります。3月25日曜日の朝に能登半島沖でマグニチュード6.9の地震が発生しました。

( P P )

この地震により、石川県輪島市、穴水町、七尾市で震度6強を観測しました。また、その後、最大震度5弱の余震も3回観測されております。

( P P )

今回の地震による被害であります。輪島市で1名の方がお亡くなりになったほか、350名を超える負傷者が出ております。

( P P )

住家被害につきましては、全壊が 600 棟を超え、半壊も 1,500 棟以上に上るなど、大きな被害が出ており、特に古い木造住宅の被害が目立ちました。また、輪島塗の作業場にもなっている土蔵も被災するなど、地場産業にも大きな影響が出ました。

( P P )

インフラ関係の被害につきましては、落石や陥没により、能登地域の大動脈である能登有料道路が通行止めになったのを始め、国道や県道においても通行止めや通行規制が行われました。また、ライフラインについても、発災後、約 16 万戸が停電したほか、約 1 万 3,000 戸が断水しました。

( P P )

次に、政府の主な対応であります。地震発生後、直ちに緊急参集チームを始めとする関係省庁の防災担当者が官邸危機管理センターに参集、総理や官房長官の指示の下、政府一体となって初動対応に当たったところであります。

( P P )

現地においては、警察広域緊急援助隊や緊急消防援助隊が直ちに展開したほか、石川県知事から災害派遣要請を受け、自衛隊が給食支援や入浴支援などを行いました。

( P P )

また、私自身も政府調査団の団長として直ちに現地に向かい、石川県知事や輪島市長から被害状況について説明を受けるとともに、現地をつぶさに調査してまいりました。

( P P )

更に、輪島市役所内に政府の現地連絡対策室を設置し、4 月 24 日まで現地の情報収集や地元要望の把握に当たるとともに、石川県や輪島市などとの合同会議に参加し、国、県、市町が一体となった災害対応を行ってまいりました。

また、各省庁から多くの専門家を現地に派遣し、さまざまな支援を行いました。

( P P )

この地震による被害に対しまして、災害救助法が輪島市など 7 市町において適用されております。

また、被災者生活再建支援法につきましても、石川県内全域に適用されております。

( P P )

今回の災害の特徴としては、大規模地震の発生する可能性が低いとされていた地域で地震が発生したことや、高齢化率が高く過疎化が進む中山間地域が被災したことが挙げられます。ご覧のように、今回の被災地のうち、特に被害の大きかった輪島市門前町では、高齢化率が 47% に上っております。

( P P )

このようなことから、避難所においてはエコノミークラス症候群対策や心のケアに加えて、社会福祉施設への受け入れが行われるなど、高齢者など災害時要援護者に配慮した支援が行われました。このような対策もあり、今のところ、いわゆる関連死は出ておりません。

( P P )

また、被災地には、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等を経験した地方自治体から職員が派遣

され、家屋被害の調査や被災者の生活再建に関しまして、さまざまな支援や助言が行われました。

( P P )

更に、これら国や地方公共団体の活動に加えて、多くのボランティアが被災地に駆け付け、被災家屋の撤去や清掃といった活動が活発に行われたところであります。

( P P )

このような応急対応が行われる中、4月13日には総理が現地に入り、被災者の方々を激励していただくとともに、早期復興に向けて政府を挙げた支援を表明していただきました。

( P P )

この災害に対しましては、被災地における早期の復旧・復興を支援すべく、激甚災害の指定基準を見直し、発災から1か月以内に指定を行ったところです。

( P P )

現地では、被災者の当面の住まいを確保するため、3月末から300戸を超える仮設住宅が建設されており、4月28日より順次入居されております。これにより、5月3日をもって、すべての避難所が閉鎖されました。

( P P )

また、断水していた上水道や通行止めとなっていた道路といった生活基盤の復旧も速やかに行われております。

( P P )

最後に、政府としましては、被災地の本格的な復興に向け、今後とも地元の要望を十分お聞きしつつ、総理の御指示の下、全力を挙げて支援をしていく必要があると考えております。しかしながら、被災された方々の住宅問題、観光の問題など、まだまだ課題も残っており、引き続き各大臣の御協力をよろしく願います。

以上でございます。

説明に関連しまして、重川委員より御発言いただきます。重川委員は地震発生時にいち早く現地入りされ、被災状況の把握に尽力されました。御自身の現地調査を踏まえ、御報告をいただきます。よろしく願いいたします。

重川委員 ありがとうございます。能登半島地震の現地活動の体験をもとに、次の災害に生かせる3つの教訓という観点でお話しさせていただきたいと思います。

( P P )

1つ目は、次の災害が起きてももう一度やるべきこと。

2つ目は、次の災害が起きたらこれはやるべきではないこと。

3つ目は、次の災害が起きたらもう少し工夫をしてやるべきこと。

その3つの観点でお話をしたいと思います。

まず、1つ目、次の災害が来ても是非やるべきこと。今回、現地にいち早く本部を設けまして、国、それから、県の方、皆さん、まさに我が事意識で臨まれました。特に、座って情報を待つという態度ではなくて、自分の目で見、耳で聞き、足で探して回る。そして、市役所の中をぐるぐる回

りながら、困っていることはないか、それから、事業の制度の説明とか、ニーズを積極的に把握して、それを対策につなぐ努力をされていたということは非常にすばらしかったと思います。

( P P )

これもやるべきことなんですが、過去に経験をした人たちを積極的に現地の支援活動に投入する。新潟県中越地震の後にできたネットワークおぢやという自治体の支援組織、あるいは新潟県が動員して下さった県下の市・町の職員の組織。この方たちは、次に何が起こるのかを経験しているから今何をやるべきかということを知っていらっしゃいます。適時に適切なアドバイスをすることができました。

それから、災害時の仕事というのは通常の業務とは質・量ともに全く違いますので、具体的な仕事の手順を教えてもらうということで、初めてのことに苦悩する被災地にとって非常に役に立ちました。

( P P )

そして、同じく厚生労働省の方たちが、今は立場が違うんだけど、以前対応した経験を持っていて実情をよく知っているベテランの方を次々に派遣されています。あるいは内閣府は毎年、国家公務員防災担当職員を対象とした防災研修を実施されており、昨年度は12月に実施したんですが、それに参加された方、私は5人ぐらい、現地で顔を合わせました。つまり、体験した、ノウハウを持つ方、あるいは日ごろのそういう実践的な訓練を受けている方の成果が被災地で還元されるということは非常に良かったと思います。

( P P )

次に、これは少し考えなければいけないという点です。

生活再建支援です。先ほど御説明がありましたように、様々な支援策がありますが、最大でこれぐらいの支給額が支払われます。住宅の被害程度により支援金の額が大きく異なります。

何が起こるかという、数字だけが独り歩きいたします。全壊判定をもらわなければ損をする、半壊の判定をもらわなければ損をするという間違った認識をやはり被災者が持つてしまう。しかし生活再建は自助努力があって初めてこういうさまざまな支援は有効に生かされることとなります。

( P P )

100万円、200万円と支援金が大きくても、住宅が壊れるというのはこういうことです。この支援金だけで生活が再建できるわけでは決してない。やはり、こういう被害を出さないことこそが最善の策であるということを、我々も、国民も、もう一度認識をする必要があると思います。

( P P )

そして、最後ですが、工夫すべき点です。

生活再建に向けて、様々な制度があります。制度の拡充というのも勿論必要なんですが、私自身、現場で発生している課題としては、むしろ制度の問題よりは、その運用をしていくという点で課題を感じています。

この写真は、新潟県中越地震から半年後の小千谷市の職員の方の写真です。風邪を引いても休むわけにはいかず、発熱をおして、おでこに熱さましのシートを張りながら、マスクをしながら必死



で頑張るわけですが、職員自らも被災者であり、長期にわたる被災者支援のための業務を被災自治体職員だけで対応することは限界があります。例えば建築の専門家の動員、あるいは生活支援をしていくための相談員、専門家の活用とか、専門的なノウハウを持つ人や組織へのアウトソーシングなど、やはり多様な選択肢を用意していく。そのことが、結局、被災者にとって、より質の高い防災サービスを提供することにつながると思います。

効果的な支援のために必要な運用体制のあり方の研究を防災研究の一つの柱として取りくみ、その成果を現場に還元していくということが、防災研究が実際の社会へ貢献していくために非常に重要なことではないかと考えております。

以上で御説明を終わらせていただきたいと思います。

防災担当大臣 ありがとうございます。これまでの説明について、御質問・御意見等がございましたらお願いします。

総務大臣、よろしく申し上げます。

総務大臣兼地方分権改革担当大臣 このたびの能登半島地震におきまして、地元の消防本部や消防団及び総務省の要請した緊急消防援助隊が、地震発生直後から救助・救急、安否確認、避難誘導、情報収集等、広範な災害対応を実施しました。特に消防団は、自らも被災者でありながら、地域防災力のかなめとして住民のために献身的に活動をされたところであります。

また、総務省としましては、被災地方公共団体の要望を受けまして、速やかに輪島市など3市4町に対して普通交付税の繰上げ交付を実施いたしました。今後とも、災害復旧事業等に必要な地方負担に対しましては、地方債、地方交付税により、被災団体の財政運営に支障がないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

更に、石川県が設立を予定いたしております復興基金につきましては、その設立に必要な資金の円滑な調達について配慮するとともに、具体的な事業内容等を伺いながら適切な財政措置を講じていきたいと思っております。

以上です。

防災担当大臣 他に御質問・御意見はございませんでしょうか。

それでは、国土交通大臣申し上げます。

国土交通大臣 能登半島地震の対応について御報告を申し上げます。

能登半島地震に対しましては、これまで、県、地元市町と連携して復旧・復興に努め、所要の対策を講じてきました。国土交通省といたしましては、技術専門職員75名を直ちに派遣するとともに、能登空港を翌日開港することができました。また、能登有料道路も、大変陥没箇所が多くて難渋を極めたのですが、連休前の4月27日にはすべてを開通させることができました。そのように、公共土木施設の早期復旧・復興についての支援、それから、応急仮設住宅の建設につきましても早急に行い、それに支援をいたしました。

並びに、観光復興でございますが、大変な風評被害等がございますし、台湾からのお客が多かったわけでございますが、台湾の方にも、我々はこのように復旧いたしておりますという宣伝に努めたわけでございまして、そのような支援など、被災地地域の復旧・復興に取り組んでまいりました。

内閣府等関連機関とも連携しつつ、引き続き、地域生活の復旧や復興に向けた支援に取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

防災担当大臣 他に何か御意見ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。お伺いした御意見については、今後、幅広く生かしてまいりたいと思います。

最後に、安倍内閣総理大臣から御発言をいただきます。

内閣総理大臣 3月に発生をいたしました能登半島地震については、私も被災地を視察し、被災自治体からの要望もお聞きをしたところであります。被災地の本格的な復興に向けて、引き続き万全の支援をお願いいたします。

我が国は、いつ、どこでも大規模地震等の災害が起こり得ることから、本日、決定した応急対策活動要領や平成20年度防災対策の重点に基づき、関係省庁は積極的な施策の推進に努めていただきたいと思ひます。

緊急地震速報については、引き続き各所管分野における利活用方策の検討や国民への普及啓発に政府一体となって取り組んでいただきたいと思ひます。

また、首都直下地震等の災害時にも政府中枢機能を維持できるように、各省庁は業務継続計画の策定を積極的に推進してください。

また、これから梅雨や台風の季節を迎えるに当たりまして、風水害への対策にも万全を期していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

(報道関係者退室)

防災担当大臣 それでは、続けさせていただきます。

ただいまの総理の御発言に従ひまして、今後とも防災対策の一層の充実に努めてまいりますので、委員各位において、今後ともよろしく御協力をお願い申し上げるものでございます。

なお、会議終了後、私の方から審議の内容等の記者発表をいたしますので、御了承願ひます。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。大変お忙しいところ、誠にありがとうございました。